

返戻金制度について

当社の紹介により就業した者が入社日から60日以内に自己都合により退職し、または懲戒解雇された場合、以下の規定に基づき、受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。

(1) 正社員の職員（フルタイム勤務等、扶養内のパート職員以外の場合を含む）の場合

入社日から7日以内の退職場合、紹介手数料の100%

入社日から8日以上30日以内の退職場合、紹介手数料の50%

入社日から31日以上60日以内の退職場合、紹介手数料の10%

(2) 扶養内のパート職員の場合

入社日から14日以内の退職場合、紹介手数料の100%

入社日から15日以上30日以内の退職場合、紹介手数料の50%

入社日から31日以上60日以内の退職場合、紹介手数料の10%

また、返戻金制度は求職者紹介に関する基本契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社 Wematch

許可番号 40-ユ-300940